

## 参考資料－２：算定結果（C・D条件及び個別審査箇所一覧）の帳票サンプル

### C・D条件及び個別審査箇所一覧

枚数順番号	1
-------	---

受付許可番号： 軸数：4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸（S1.1-2）

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
2	〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番	〇〇県〇〇市〇〇2丁目2番	

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
橋梁	D	関東地方整備局 東 京国道事務所	一般国道 246号線	青葉台三丁目	往	大坂橋	大橋 # 5 5 2 9 7 3	大橋一丁目			青葉台三丁目
							C条件の限度重量-34.45t 21時～8時に通行のこと				
交差点	個別審査	関東地方整備局 東 京国道事務所	一般国道 246号線	青葉台三丁目	往	大坂橋 # 5 5 2 9 7 4	-	-	～	-	-
							対向車線を侵して折進できる車両分類値-不、対向車線を侵さず折進できる車両分類値-不、申請車両分類値-0 Uターンのため個別審査				

通行条件についてのコメント

#### 【見方】

- 通行経路上にある橋梁の通行条件は「D」と算定されています。
- この橋梁をC条件で通行するためには、C条件の限度重量34.45tまで、総重量を減トンする必要があります。